おおいた産医療関連機器導入推進事業実施要領

第１条　趣旨

　　大分県医療ロボット・機器産業協議会は、会員県内中小企業が生産したおおいた産医療関連機器の普及を図るため、県内の医療機関・福祉施設等がおおいた産医療関連機器を導入する際に必要となる経費を補助する。

第２条　事業の内容

この事業の機器登録申請、補助対象者、対象経費等は別表１、２に掲げるとおりとする。

第３条　おおいた産医療関連機器の登録

1. 別表１の機器の登録を希望する会員県内中小企業は、機器登録申請書（第１号様式）及び誓約書に必要事項を記入し、 大分県医療ロボット・機器産業協議会会長（以下会長）に対して登録の申請を行うものとする。
2. 会長は、適当と認める時は、登録認定通知書（第２号様式）により通知し、おおいた産医療関連機器一覧表（第３号様式）に記載するものとする。
3. 「県内中小企業」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者、又は役員の総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者は除く。）、中小企業団体の組織に関する法律(昭和３２年法律第１８５号)第３条第１項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済共同組合、信用協同組合又は同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。）、特定の法律によって設立された組合及びその連合会であってその直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者である団体であって、大分県内に主たる事業所を置くものをいう。
4. 一度登録された機器は登録を継続できるものとする。なお、登録された機器の登録内容を変更する場合や登録を取り下げる場合、申請者は登録事項変更（廃止）申請書（第４号様式）に必要事項を記入し、会長に対して申請を行うものとする。

第４条　事業の運営

事業実施主体は、目標の達成のため、効果的な事業執行に努めなければならない。

第５条　事業の指導

　　この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、会長は、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第６条　助成措置

会長は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業に要する経費の一部を助成するものとする。

第７条　実績報告

事業実施主体は、事業が終了したときは、事業等の成果を記載した事業実績報告書に会長が別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。

第８条　成果の発表

　　会長は、補助事業により行った事業の成果について、必要があると認める時は、事業実施主体に発表させることができる。

第９条　その他

　　この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附　則

　　この要領は、平成３０年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業から適用する。

附　則

　　改正後の要領は、平成３１年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業から適用する。

附　則

　　改正後の要領は、令和２年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業から適用する。

附　則

　　改正後の要領は、令和３年度の予算に係るおおいた産医療関連機器導入推進事業から適用する。

別表１

１　機器登録申請

|  |  |
| --- | --- |
| 登録申請者 | 登録対象機器 |
| 会員県内中小企業  大分県医療ロボット・機器産業協議会会員である中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者、又は役員の総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者は除く。）、中小企業団体の組織に関する法律(昭和３２年法律第１８５号)第３条第１項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済共同組合、信用協同組合又は同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。）、特定の法律によって設立された組合及びその連合会であってその直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者である団体であって、大分県内に主たる事業所を置くものをいう。） | 以下のいずれかに該当する機器：   1. 平成２２年１０月以降(「東九州メディカルバレー構想」策定以降)に発売された会員県内中小企業が開発・製造した医療・看護・介護・福祉機器 2. 平成２２年１０月以降(「東九州メディカルバレー構想」策定以降)に発売された会員県内中小企業がOEM生産、基幹部品の製造を行っている医療・看護・介護・福祉機器 3. ①との併用で効果を発揮する医療・看護・介護・福祉機器   この場合、併用する機器については県外企業製のも　　のでも可とする。 |
|

別表２

２　補助対象者、補助対象経費等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象者 | 補助対象経費および条件 | 補助率ならびに期間 |
| 大分県内に主たる事業所を置く医療機関・福祉施設等 | 【補助対象経費】  　県内の医療機関・福祉施設等がおおいた産医療関連機器一覧表に登録された機器の導入に要する初期導入費・レンタル料・リース料・購入費にかかる経費。  【補助条件】  　専門学会や専門誌等での報告・発表、機器を使用したイベント・講習会、（ただし、導入した施設の関係者や利用者以外からの参加を含むもの）制作動画の発表で導入機器の評価・紹介をすること。  　大分県医療ロボット・機器産業協議会が実施する他の補助事業との併用は認めない。 | 【補助率】  １／２以内  （１施設あたり上限５００千円、千円未満切捨て）  【期間】  最大１２ヶ月 |
|

第１号様式

　　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業機器登録申請書

　 　　年 　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

会長　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業にあたり、下記の機器をおおいた産医療関連機器として登録したく、関係書類を添えて申請します。

記

　１．登録希望機器

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機器名 | 発売  （レンタル・リース）  開始時期 | 用途（１機器３０文字程度） |
|  |  |  |

　　※製品パンフレット等、機器概要が分かるものを添付すること。

　　 ※製品が複数ある場合は、適宜欄を挿入して記載のこと。

　　２．担当者連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当者役職 |  | | |
| 担当者氏名 |  | | |
| TEL |  | FAX |  |
| E-mail |  | | |

第２号様式

　　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業機器登録通知書

第　　　　号 　 　　年 　月　　日

○○　○○　殿

大分県医療ロボット・機器産業協議会会長　○○　○○

○月○日付けで申請のあった、　　　　年度おおいた産医療関連機器導入推進事業機器登録申請について、下記の機器をおおいた産医療関連機器として登録したので通知します。

記

　 １．登録機器

|  |
| --- |
| 機器名 |
|  |

第３号様式

おおいた産医療関連機器一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業名 | 機器名 | 発売  （レンタル・リース）  開始時期 | 用途 | 担当者  連絡先 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|

第４号様式

おおいた産医療関連機器導入推進事業登録機器登録事項変更（廃止）申請書

　 　　年 　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

会長　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

おおいた産医療関連機器導入推進事業にあたり、下記のおおいた産医療関連機器の登録事項を変更（廃止）したく、申請します。

記

　１．登録事項変更（廃止）希望機器

|  |  |
| --- | --- |
| 機器名 | 登録事項変更（廃止）  年月日 |
|  |  |
| 登録事項変更（廃止）理由 | |
|  | |

※製品が複数ある場合は、適宜欄を挿入して記載のこと。

　※変更の場合は第１号様式の記の１以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

誓約書

　私は、下記の事項について誓約します。

　なお、大分県医療ロボット・機器産業協議会が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

　また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

　１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

　（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号

　　　に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　（３）暴力団員が役員となっている事業者

　（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

　（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結して

　　　いる者

　（６）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

　（７）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有

　　　している者

　（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個

　　人ではありません。

年　　月　　日

大分県医療ロボット・機器産業協議会

　会長　○○　○○ 殿

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

住　所

（ふりがな）

名　称

（ふりがな）

　 氏　名

　　　　　　　　　　　　　生年月日（明治・大正・昭和・平成）　　　年　 　月　　　日

※ 大分県医療ロボット・機器産業協議会では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力

　団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。